

日時・場所	平成31年3月11日（月） 16時～ 庁議室
出席者	山仲市長、竹中政策調整部長、小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長（代理：中井野洲クリーンセンター所長）、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 議会の代表質問、一般質問への対応、ご苦労様でした。議員のいろいろな意見を受け止め、それぞれの分野で回答いただき、大きな意味では良かった。一点、文科省から配布された放射線副読本については、後で内容を確認したが、国から来ているものだから大丈夫という考えでは危険である。批判する必要はないが、市が関与するならばきちんと検証した上で、市民や当事者である児童・生徒と保護者に責任を持って行う必要がある。放射線については、広島や長崎、第五福竜丸や今課題の核施設の問題があり、原子力は自然に存在するから大丈夫という書き出しはあり得ない。配布するなら情報を加えて責任を持って伝えないといけない。プレミアム商品券についても、先日初めて説明を受けたが、制度設計はこれで大丈夫なのか。慎重に行うようにしてほしい。
- ・ 年度末であり、職員の仕事管理について、過大な負担にならないように仕事を捌いてほしい。成果は積み上げないといけないが、年度末に間に合わせるために、夜間や土日に出てくるような過重労働が暗黙のうちに強制されることのないように。大切なのは、健康とそれに見合う労働時間である。改めて、仕事の捌きと割切りを徹底してほしい。

2. 報告事項

① 「総合計画ロードマップ」に関する入力作業及びヒアリングへの出席について

【所管：政策調整部】

各部署が取り組む主要事業の平成30年度の実績評価と平成31年度以降の事業計画について、ロードマップ形式での進捗管理を行うので、書類の提出とヒアリングへの出席を願う。書類の提出は3月22日（金）までであり、部長ヒアリングは4月9日・10日、市長ヒアリングは4月17日・18日に実施する。

② 平成31年第2回野洲市議会定例会提出議案（No. 3）（案）について

【所管：総務部】

補正予算3件、その他案件2件を平成31年第2回野洲市議会定例会に提出する。

平成30年度野洲市一般会計補正予算に関する議案第13号は固定資産税における住宅用地特例適用漏れに係る賠償対象年数の精査に伴う賠償金の増額、14号は明許繰越13件、平成31年度野洲市一般会計補正予算に関する議案第1号は、美和コーポの解体の実施設計の費用である。

→美和コーポについては、県が10年近く前に建築基準法による勧告を行っており、本来なら命令をすべきだったがされていない。建築基準法が上位法であり、県のスケジュールを確認する必要がある前提で、一旦市は市で空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて手続きを行う。県との何らかの情報共有ができれば、提案説明の際に説明を行う。

③ 野洲市まちづくり基本条例の検討・見直し結果について

【所管：市民部】

野洲市まちづくり基本条例第30条には、4年を超えない期間ごとに検討・見直しを行うことと規定されており、前回は平成26年度に実施したことから、今年度に検討を行ったので報告する。検討の結果、「市民参加」「市民活動」「行政運営」「市民活動の促進」の各項目について、特に条例第1条の目的を達しえない大きな課題は見当たらず、条例の改正やその他の措置を講じなければならない必要性はないものとする。

→条例であるのに、4年毎の見直しをする規定でいいのか。変えることを前提とした条例で問題ないか。他にも気になる条項がいくつかあり、外部の人にも入ってもらい、見直しする方がいいのではないか。

→再度検討を行う。

④ 低所得者の介護保険料軽減拡充について

【所管：健康福祉部】

介護保険料については、消費税による公費を投入して低所得者の負担軽減が平成27年から行われており、平成31年10月に実施予定の消費税率の改正により更なる軽減拡充を行う。このことから、平成31年4月1日に改正介護保険条例の施行・適用を行う必要があるが、政令の公布が3月末であることから、2月定例会に提案することができず、6月定例会では6月上旬の賦課決定に間に合わない。また、6月議会で可決成立後に遡及適用することになると、保険料決定後に更生を行うこととなり、混乱が生じる。これらの理由から、政令が交付され次第、速やかに専決にて条例改正を行い、必要な費用について、平成31年度の予算の補正を行う。

⑤ 高齢福祉関係事業（制度）の一部見直しについて

[所管:健康福祉部]

平成31年度に、高齢者福祉関係事業の一部見直しを行うので報告する。制度の受給者と市の双方に金銭的な影響がほとんどない範囲で、「『自治会敬老事業費等交付金』の見直し」「『ゴミ出し困難者』の前日排出の地域容認制度の勸奨」「地域における要見守り高齢者情報の把握促進」の3事業を実施する。

⑥ 全員協議会への提出事項について

[所管:総務部]

報告事項9件、連絡事項2件を3月度全員協議会へ報告する。

→「野洲市まちづくり基本条例の検討・見直しについて」は取り下げる。

3. 協議事項

① 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）

[所管:環境経済部]

平成30年6月28日に議決された野洲市余熱利用施設整備運営事業に係る事業契約について、本事業において解体予定の野洲市体育センターの建物の建材等アスベスト含有分析調査の結果、アスベストが検出され、解体工事時において、アスベスト除去対策を講ずる必要が生じたことから、契約金額を2,569,823,761円に変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、PFI法）第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

→アスベストの検出については既に情報提供を行っており、そのことを資料に記載しておくこと。

4. その他伝達事項

- ・平成30年度の人事評価の結果を3月12日（火）にシステム上に開示する。結果については各自システムにて確認してほしい。掲示板にて周知を行う。（総務部）
- ・平成30年10月に文科省が各学校に直接配布した放射線副読本については、現在各学校で回収している。今後、内容を検証したうえで対処する予定である。（教育委員会）
→廃棄や配布しないというのではなく、一旦検討を行うということである。

5. 次回部長会議の予定

3月18日（月） 8時45分～ 庁議室